

利用者負担割合、支給限度額等について

項目	利用するサービス	
	予防給付	総合事業（訪問型・通所型）
利用者負担割合	1 割 （一定以上所得者は 3 割又は 2 割）	1 割 （一定以上所得者は 3 割又は 2 割）
事業者への 支払い方法	国保連経由で審査・支払	国保連経由で審査・支払
支給限度額	・ 要支援 1 5, 032 単位 ・ 要支援 2 10, 531 単位	・ 事業対象者 5, 032 単位 ・ 要支援 1 5, 032 単位 ・ 要支援 2 10, 531 単位 ※予防給付と総合事業は、一体的に限度額管理を行う
負担軽減	高額介護予防サービス費 高額医療合算介護予防サービス費	高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護 予防サービス費に相当する負担軽減を実施